

保健福祉センターだより

一歯科検診及びフッ素塗布の実施について



春の歯科検診およびフッ素塗布を次のとおり行いますので受診しましょう。

希望の方は、もよりの会場へお子さんの歯をみがいて、おいでください。

●対象 1歳以上の一般幼児 ●持参物 母子手帳 ●料金 無料

月	日	実施場所	受付時間
6月	5日(月)	く る み 保 育 所	12:45～13:00
6月	7日(水)	とよまつ保育所	10:00～10:15
6月	9日(金)	こばたけ保育所	13:00～13:15
6月	12日(月)	油 木 保 育 所	10:00～10:15
6月	28日(水)	い す み 保 育 所	13:30～13:45
6月	29日(木)	どんぐり幼稚園	13:45～14:00



平成 18 年度から介護保険料が変わりました

3年ごとの介護事業計画等の見直しに伴い、保険料基準額と保険料段階を変更しました。

保険料基準額は、今までのサービス実績・将来のサービス費用見込額等の推計をもとに、そのサービス費用見込額の19%を町内に住む65歳以上の方でまかなえるよう見直しました。また、所得の低い方への保険料軽減を図るために保険料段階を5段階から6段階に変更しました。

なお、個人ごとの保険料額は6月中旬に決定し、通知します。

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料の決め方

保険料基準額 49,920円

保険料基準額（第4段階）とは…

保険料基準額（年額）＝ $\frac{\text{神石高原町の介護サービス費用に必要な費用のうち19\%}}{\text{神石高原町の65歳以上人口（第1号被保険者数）}}$

◇所得段階別の計算方法

区 分	対 象 者	年額保険料	月額保険料
第1段階	生活保護の受給者及び老齢福祉年金の受給者であって世帯全員が住民税非課税の方	24,960円	2,080円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	24,960円	2,080円
第3段階	世帯全員が住民税非課税の方で第2段階に該当しない方	37,440円	3,120円
第4段階	本人は住民税非課税の方（世帯内に住民税課税者がいる場合）	49,920円	4,160円
第5段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円未満の方	62,400円	5,200円
第6段階	本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上の方	74,880円	6,240円

※第1号被保険者として保険料を納めるのは65歳になった日（65歳の誕生日の前日）の属する月の分からです。